

第2編 基本的な考え方

事業者は、生物多様性に関わる重要な主体の1つとして、生物多様性に関する法律や国際ルール等を遵守することはもちろん、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくことが期待されています。

本編では、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を行う際の基本的な考え方として、基本原則や考慮すべき視点、具体的な進め方の手順を解説します。

第1章 基本原則

基本原則1：生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化と保全に資する事業活動の拡大

生物多様性の利用においては、社会経済活動の変化に伴い、国内外の生物多様性が損なわれてきたことを踏まえ、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避又は最小化し、土地と自然資源を持続可能な方法で利用するよう努めることが重要です。

一方、事業活動そのものや事業活動が生み出す様々な技術、製品、サービス、ソリューションが生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献する可能性も大いにあるため、これらに積極的に取り組むことが必要です。

基本原則2：予防原則¹⁷⁾に則った予防的な取組と順応的な取組¹⁸⁾

生物多様性は、微妙な均衡を保つことで成り立っており、一度損なわれた生物多様性を再生することは困難か、もしくは事実上不可能です。そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用においては科学的知見の充実に努めつつ、生物多様性を保全する予防的な取組方法や、事業等の着手後に生物多様性の状況を継続的にモニタリングしながら、その結果に科学的な評価を加え、これを事業等に反映させる順応的な取組方法を用いることが重要です。

基本原則3：長期的な観点

生物多様性からは長期的かつ継続的に多くの恵みがもたらされます。また、生物多様性に対する影響は、様々な要因が複雑に関係していることもあり、比較的長い期間を経て徐々に顕在化してきます。そのため、生物多様性の保全及び持続可能な利用にあたっては、長期的な観点から生態系等の保全と再生に努めることが重要です。

¹⁷ 予防原則：環境保全や化学物質の安全性などに関する政策の決定にあたって、具体的な被害が発生していなかったり、科学的な不確実性があつたりする場合でも予防的な措置として影響や被害の発生を未然に防ぐという考え方のこと。1992年の国連環境開発会議（UNCED）リオ宣言の第15原則で予防原則が定められた。これ以降、国際協定の規定は増え、一般的な原則として定着している。

（参考）リオ宣言・第15原則 環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。（https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf）

¹⁸ 順応的な取組：不確実性を伴う対象について、当初の予測が外れる事態が起こりうることをあらかじめ考慮し、その対象のモニタリングを行いながら、その結果に合わせて対応を変えるようなフィードバックを伴う取組。生物多様性は複雑で常に変化し続けることから、謙虚に慎重に行動することが大切だとされている。

第2章 考慮すべき視点

事業者が取組を検討し、進めて行く際に考慮すべき視点は以下のとおりです。

<p>☞ 視点1 事業者の特性・規模等に 応じた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性との関わり方は、事業者の特性や規模によって異なりますが、全ての事業者が関わりをもっています。事業者ごとの生物多様性への影響の強さを踏まえ、積極的に取組を推進することが望まれます。 ● 自社の保有する技術や製品、サービス等が生物多様性保全に貢献する可能性を模索する視点を持つことも大切です。
<p>☞ 視点2 サプライチェーン及び バリューチェーンの考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が直接管理できる活動、原材料の調達等に関する活動、製品の使用・廃棄・回収といった活動を考慮する視点を持つことが大切です。 ● 原材料を調達・使用する事業者は、サプライチェーンの長さや複雑さにより、国内外の生産地や、製品やサービスのライフサイクルで見ると、生物多様性に大きな影響を与えている場合があります。サプライチェーンの各段階の事業者が、それぞれの立場で協力しながら、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという視点を持つことが大切です。 ● さらに、生物多様性保全への貢献として、原材料調達から廃棄に至るまでのバリューチェーンの観点から付加価値を創出していく視点も大切です。
<p>☞ 視点3 多様なステークホルダー との連携と配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくには、事業者単独ではなく、関係する多様なステークホルダーと有機的かつ柔軟な連携を図る視点が大切です。また、事業者間、異なる業種間での連携が効果を発揮する場合もあります。特に地域課題への理解が深く、専門性を有し、具体的な活動実績のある NGO/NPO との協働・連携は有効な場合が多くあります。 ● さらに、操業地や原材料調達地での地域コミュニティ等、生物多様性を利用しているステークホルダー等へ配慮する視点も大切です。
<p>☞ 視点4 課題に対する 統合的アプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が実施する地球温暖化対策、廃棄物等の発生抑制や適正処分、循環資源の利用等の取組、公害防止対策、グリーン調達、地域貢献活動、人権の保護等が、生物多様性の保全と持続可能な利用に役立つ場合、またその逆の場合もあります。 ● ある取組が異なる環境分野に関する課題や、地域の課題にも貢献することがあるという視点を持ち、統合的に取組を進めていくことが大切です。
<p>☞ 視点5 目標設定と進捗管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な管理や短期目標の設定では、実績や現状を踏まえて改善策を積み上げていくフォアキャスト的な視点で取組を進めること、長期的な目標は理想とする将来像から定め、バックキャスト的な視点により目標に向かって進捗管理しながら進めることが有効です。 ● 取組を継続的に進めていくためには、このような複数の手法を相互補完的に活用する視点を持つことが大切です。
<p>☞ 視点6 社会貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は利潤の追求など経済的主体であると同時に、社会の一員として生物多様性への貢献が求められているという視点を持つことが大切です。 ● 既存の基金への寄付や職員のボランティア活動等を通じ、NGO 等が行う生物多様性保全活動への支援を行うなど、社会貢献活動として貢献することも可能です。
<p>☞ 視点7 情報発信・公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全と持続可能な利用に努めることは、消費者からの支持や投資家の評価に繋がることが期待されるため、取組内容やモニタリング状況を定期的に発信する仕組みを組み込むことが大切です。 ● 一方、投資の側面や説明責任の観点からは、例えば原材料の調達方針や保有地の管理手法といった非財務情報についても積極的に開示していくことが求められるようになってきています。

UNDB-Jは、国、地方自治体、経済界、NGO/NPO・ユース、学識経験者、文化人等から構成されており、これまで各構成団体がそれぞれの立場で生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進してきました。しかしながら、生物多様性の認知度の低下や取組自体が一般化していないこと、面的・分野的な横断的連携が不十分であることなどが課題となっています。

こうした背景を踏まえ、愛知目標の達成期限である2020年に向けて、更なる取組の強化を行うため、UNDB-Jとして目指すべき社会像を再度確認・共有し、その社会像に向けた具体的取組や数値目標を含む「UNDB-Jロードマップ」としてとりまとめました。

多くの関係者による検討を重ねて共有された「目指すべき社会像」は、取組の方向性を検討する上で参考になります。

1. 目指すべき社会像

愛知目標の達成期限である2020年に向けて、更なる取組の強化を行うために、生物多様性国家戦略において示されている「自然共生社会における国土のランドデザイン」を踏まえつつ、UNDB-Jとして目指すべき社会像を、以下の通り確認・共有する。

<目指すべき社会像>

自然の恵みを意識したライフスタイルへの転換を通じた、生物多様性の保全と持続可能な利用が組み込まれた自然共生社会の構築と、持続可能な社会の実現。

1. 生物多様性に配慮した消費活動・産業活動が普及している

- ① 認証商品等の環境に配慮した多種多様な商品・サービスの価値が広く認識されることで、それらの商品・サービスが流通し、選択する消費者が増えている。
- ② 企業活動における生物多様性へ配慮した取組が進み、適切に評価されている。

2. 日頃から自然とふれあうライフスタイルが一般化している

- ① 四季折々の身近な自然も含めた、自然に触れ、学ぶ機会が増加している。
- ② 動物園、水族館、植物園、博物館、図書館等の市民が集う場が、学校教育とも連携し自然を学ぶ場となっている。
- ③ 自然を守る活動に多くの人々が参加し、また活発に行われている。

3. 生物多様性の保全と持続可能な利用を通じた都市や地域づくりが進んでいる

- (1) 自然あふれる都市空間の創造
 - ① 生物多様性に配慮したまちづくりがなされている。
 - ② 東京オリンピック・パラリンピックで生物多様性に配慮した取組が行われ、その取組はその後も定着している。
- (2) 生物多様性に配慮した農林漁業を通じた地域活性化
 - ① 農林漁業において生物多様性に配慮した取組が進み、生物多様性が回復している。
 - ② 森里川海を保全し、つなげ、活用することを通じた地域活性化がなされている。

4. 生物多様性の保全と持続可能な利用が組み込まれた自然共生社会の基盤が形成されている

- ① 環境教育等を通じて、生物多様性の概念が広く国民に認知・理解され、多くの国民が生物多様性に配慮した行動を行っている。
- ② 様々な主体の連携による取組を促進するためのプラットフォームが形成されている。

(URL : <http://undb.jp/news/3645/>)

第3章 取組の進め方

1. 取組にあたっての基本的な考え方

事業者における生物多様性保全の取組は、全ての事業者にとって共通して必要となるマネジメント面での取組と、事業者ごとに異なる事業プロセスや事業活動に応じた取組に大別されます。これらは、事業者の組織規模や事業内容に応じて変わるものの、大半のケースではマネジメント面での取組を基盤とし、その中で事業活動に応じた取組を進めることが基本となります。

本ガイドラインでは、マネジメント面での取組を「事業者共通の取組」、事業活動に応じた取組を「事業活動ごとの取組」と定義し、これらの取組ごとに検討の手順や業種ごとの取組項目の分類例を示しています。

次ページ以降の検討フローや分類表には、第3編・第4編に示す具体的なヒントや事例を掲載したページを記載しています。まずは興味のある項目や自社の事業活動と関連の深い項目について該当するページを参照してみてください。

■取組の種類

【事業者共通の取組】

- 取組を進めるための基本
- 実施可能なものから着手すれば良い

体制の構築

事業活動と生物多様性の関係性の把握

方針・目標の設定

計画の立案

内部への能力構築

外部ステークホルダーとの連携・コミュニケーション

モニタリング

計画の見直し

【事業活動ごとの取組】

- 業種/事業内容/バリューチェーンに応じて異なる
- 事業活動と関係性の強い項目を実施

原材料調達

生物資源の利用

生産・加工

投融資

販売

研究開発

輸送

土地利用・開発事業

保有地管理

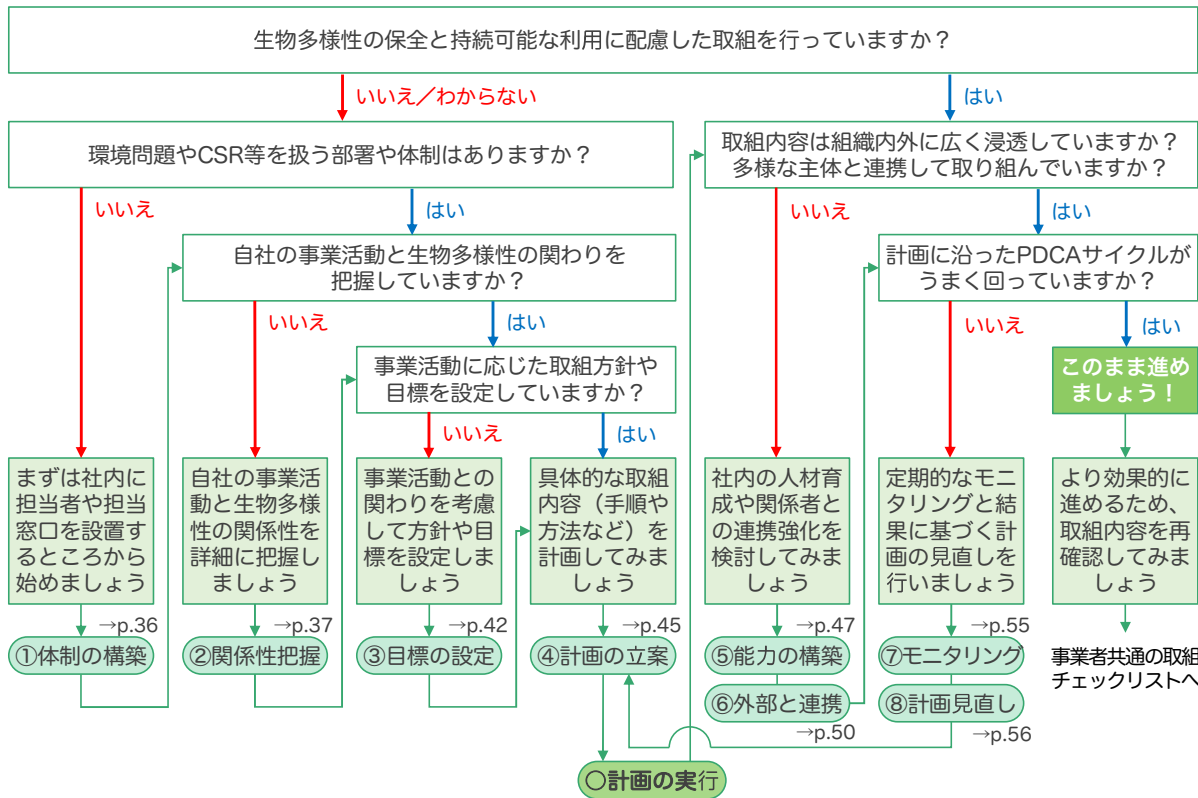
このほか、前述した経団連自然保護協議会やJBIBのウェブサイトには、取組を始めるにあたって参考となる事例やツールなどが公表されています。これらも参考にしてみましょう。

経団連 自然保護協議会	・ 経団連生物多様性宣言行動指針と手引き (http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf) ・ 生物多様性に関するアンケート/生物多様性に関する活動事例集<2016年度版> (http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/015_shiryo1.pdf)
JBIB	・ 生物多様性への取り組みヒント集 (http://jbib.org/activity-jbib/hints/)

2. 事業者共通の取組

これから取組を始める事業者も、既に取組を始めている事業者も、以下の検討フローを用いて確認してみましょう。必要に応じてチェックリストも併用してください。自社の取組で不足している項目や簡単に始められそうな項目があれば、該当ページを参照し今後の取組に反映してみましょう。

■取組の検討フロー



■事業者共通の取組チェックリスト

☑	項目	実施状況把握のポイント	参照ページ
<input type="checkbox"/>	①体制の構築	● 取組を進めるための担当者・担当する組織は決まっていますか？	36
<input type="checkbox"/>	②事業活動と生物多様性の関係性の把握	● 事業活動や自社の製品・サービスがどのように生態系に影響を与え（プラスの方向／マイナスの方向）、またどのような自然資本や生態系サービスに依存しているか把握していますか？（例：生物由来の原材料を調達している、事業活動において水資源を利用している等）	37
<input type="checkbox"/>	③方針・目標の設定	● 生物多様性の保全と持続可能な利用のための方針や目標を設定していますか？（例：再生不可能な資源の利用は最小限とする、違法伐採された資源の取り扱いを行わない等）	42
<input type="checkbox"/>	④計画の立案	● 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進する、あるいは上記の方針や目標を達成するための計画や推進管理体制がありますか？	45
<input type="checkbox"/>	⑤内部への能力構築	● 取組を推進する基盤となる従業員への環境教育等を実施していますか？	47
<input type="checkbox"/>	⑥外部ステークホルダーとの連携・コミュニケーション	● 自社の取組を外部ステークホルダー向けに情報開示していますか？ ● 外部ステークホルダー（地方公共団体や NGO/NPO、地域住民等）と連携して取組を進めていますか？（※社会貢献活動や地域の住民への環境教育を含む）	50
<input type="checkbox"/>	⑦モニタリング	● モニタリングの実施など、自社の取組状況を定期的に点検する仕組みや体制が整っていますか？	55
<input type="checkbox"/>	⑧計画の見直し	● 上記のモニタリング結果を踏まえた計画の見直しを行っていますか？	56

取組にあたっては、予防的・順応的観点から、計画（Plan）・実行（Do）・点検（Check）・改善（Action）といったPDCAサイクルを進めることが理想ですが、必ずしも全てを実施する必要は無く、事業者の特性・規模等に応じて創意工夫することが期待されます。

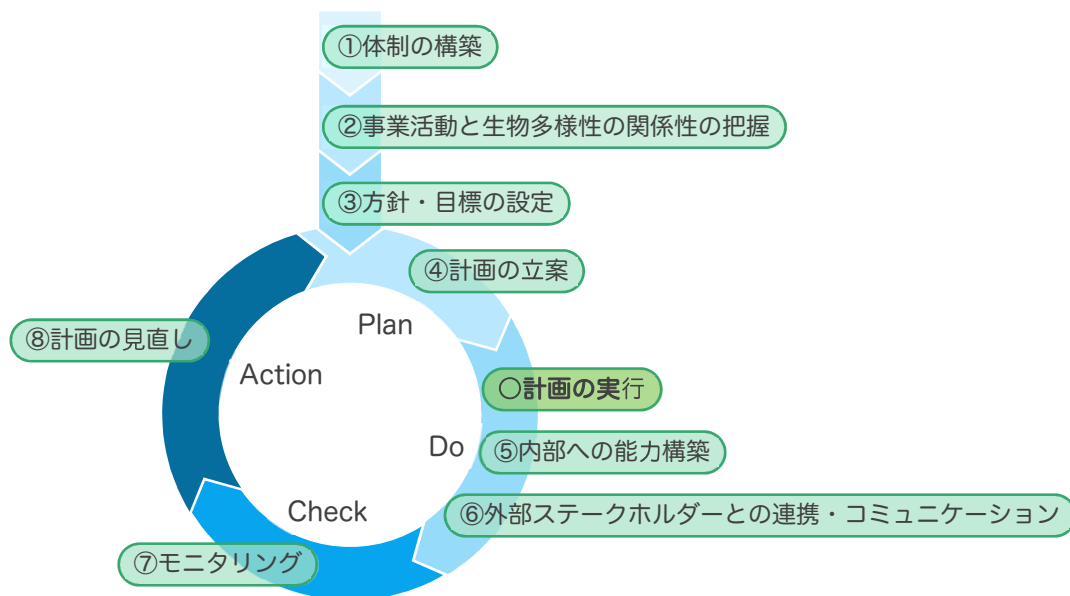
PDCAサイクルに基づく取組の進め方として、例えば下図のようなものが想定されます。実際には事業規模やプロジェクトに応じて異なりますが、事業活動における取組項目ごとにPDCAサイクルを検討する場合（例えば部署単位など）や、1つのPDCAサイクルの中で複数の取組項目を実施する場合（例えば企業全体や事業所単位など）が考えられます。

まずは、本ガイドラインで解説している取組内容や事例を参考に、可能なところから着手してみましょう。なお、地域と連携して取り組むCSR活動や基金への寄付等を通じた社会貢献も生物多様性の保全に関する取組の一つです。

取組を進めるにあたっては、不確実性を伴う生物多様性分野を扱うことから、計画通りに進まないことをあらかじめ考慮した「順応的管理」が重要となります。この際、定量的な指標に基づく評価（＝定量評価）は有効な手段ですが、必ずしも定量評価にこだわる必要は無く、定性的な目標に基づく評価（＝定性評価）でも構いません。いずれの場合も評価にあたっては、あらかじめ評価者を定め、評価の項目や基準等をできるだけ明確にしたうえで、PDCAサイクルに基づき、評価結果を計画の見直しに活用していくことが望まれます。

いずれにしても、取組がうまく進んでいない場合に、可能な範囲で要因を分析し取組内容にフィードバックするといった、柔軟に対応することが求められます。

■PDCAサイクルのイメージ



3. 事業活動ごとの取組

事業者の特性に応じた事業活動ごとの取組について、産業・業種ごとの経済活動と生物多様性の関係をもとに、事業プロセスや事業活動ごとに取組項目との関連性を整理しました。

下表を参考に、自社の主要な事業活動が該当する産業分類から、該当する事業活動ごとの取組を参照し、取組に反映してみましょう。どこから取り組んでも構いません。まずは自社のみから始め、サプライチェーンを巻き込んで段階的に拡大していくことが理想です。

なお、これから取組を始める事業者は、23 ページ以降に示す模式図を参考に、自社の事業活動と生物多様性の関係性の把握にも活用してみましょう。この模式図は便宜的に産業分類（大分類）で整理していることから、同じ業種の中でも様々な関係性があるため、模式図に示したものの以外の関係も考えられます。自社が該当する産業分類の模式図にとらわれることなく、俯瞰的な視野を持って検討を進めてみてください。

また、第一次産業で生産された原材料を製造業（第二次産業）やサービス業（第三次産業）等が利用するなど、実社会ではこれら事業活動による影響や恵みは繋がっていることにも留意する必要があります。

■業種ごとの経済活動と事業活動ごとの取組の関連性

産業分類 ^(*)		「経済活動と生物多様性の関係」 における分類 ^(**)	事業活動ごとの取組（参照ページ）								
			① 原材料調達 (59)	② 生物資源の利用 (62)	③ 生産・加工 (62)	④ 投融資 (69)	⑤ 販売 (72)	⑥ 研究開発 (75)	⑦ 輸送 (78)	⑧ 土地利用開発事業 (80)	⑨ 保有地管理 (83)
第一次産業	農業、林業	1a.農業（稲作・畑作）、 1b.農業（畜産）、1c.林業	○	○	○		○	○	○	○	
	漁業	2a.漁業（養殖以外）、 2b.漁業（養殖）	○	○	○		○	○	○		
第二次産業	鉱業、砕石業、砂利採取業	3.鉱業			○		○	○	○	○	
	建設業	4.建設業	○	○	○		○	○	○	○	
	製造業	5a.製造業（電子・電機）、 5b.製造業（食品・飲料）、 5c.製造業（パルプ・紙）	○	○	○		○	○	○	○	○
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6a.エネルギー産業、6b.水道業	○		○		○	○	○	○	○
	情報通信業	7.情報通信業					○	○	○	○	○
	運輸業、郵便業	8.運輸・郵便業	○				○	○	○	○	○
	卸売業、小売業	9.卸売業・小売業	○				○	○	○	○	○
	金融業、保険業	10.金融業・保険業				○	○	○		○	○
	不動産業、物品賃貸業	11a.不動産業、11b.物品賃貸業				○	○	○		○	○
	学術研究、専門・技術サービス業	12.学術研究、専門・教育サービス、 教育学習支援	○	○			○	○	○	○	○
	宿泊業、飲食サービス業	13.宿泊・飲食業	○	○			○	○	○		○
	生活関連サービス業、娯楽業	14.生活関連サービス業、 15.観光業（ツーリズム産業）	○	○			○	○	○	○	○
	教育、学習支援業	(12.参照)	○	○				○	○	○	○
	医療、福祉	16.医療・福祉	○	○	○			○	○	○	○
	複合サービス業	(郵便局)	(8.参照)	○				○	○	○	○
		(共同組合)	(1.または2.参照)	○	○	○		○	○	○	○
	サービス業	17.リサイクル・廃棄物処理業	○		○		○	○	○	○	○

注) 表中「○」は、事業活動ごとの取組が当てはまる場合があることを示す

出典) *1: 日本標準産業分類（H25.10、総務省）

*2: 事業活動と生物多様性の関わり（http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/crosslink/index.html）

要約
序論
第1編 事業活動と生物多様性
第2編 基本的な考え方
第3編 事業者共通の取組
第4編 事業活動ごとの取組
参考編

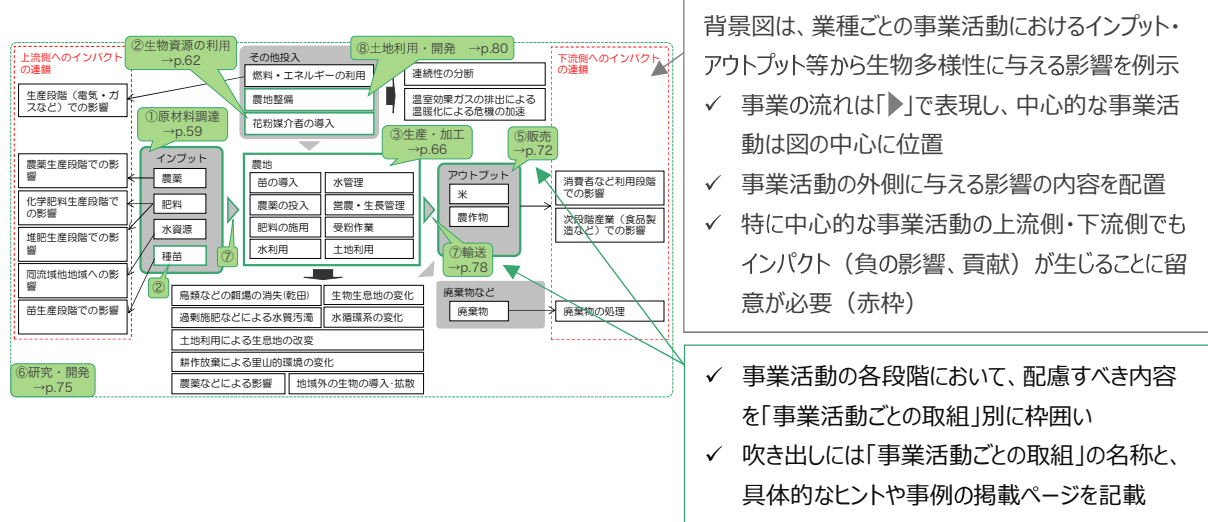
事業活動ごとの取組では、基本原則1で述べたとおり、事業活動による様々な技術・製品・サービス・ソリューションが生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献する可能性があります。

ここでは、事業活動ごとの取組を検討するにあたり、事業活動における影響や負荷の低減の観点に加え、より積極的に貢献できるものが無いか検討するための参考事例を示しています。

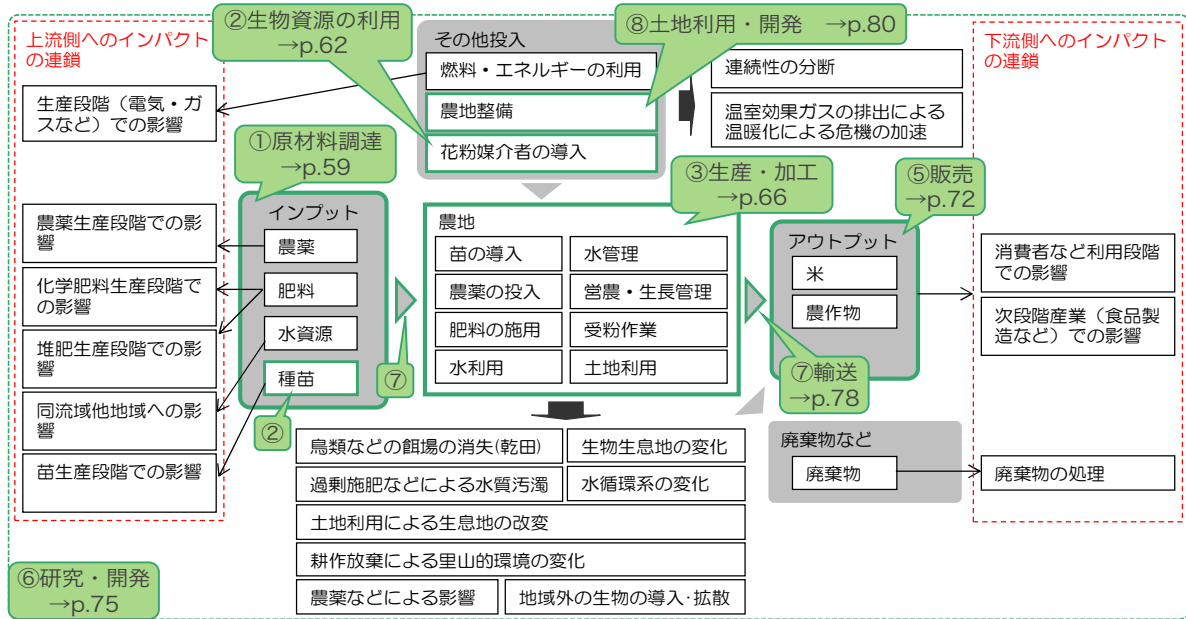
○事業活動ごとのポジティブな影響例

事業活動の分類	ポジティブな影響・貢献する取組 (例)
農業、林業	・生産現場における生息環境の創出や保全 (冬季湛水農法)
漁業	・間接的な効果を期待した生態系の再生 (漁業者による植林)
鉱業、砕石業、砂利採取業	・開発による損失を上回る生物多様性保全への貢献 (保護区設定・ビオトープ化)
建設業	・都市部等での生物多様性復元技術や製品開発
製造業	・生物多様性保全に貢献する製品開発 (自社の保有技術を組み合わせたバラスト水浄化システムの開発) ・森林整備による水源涵養林の保全
電気・ガス・熱供給・水道業	・再生可能エネルギーによる地球温暖化防止と森林再生 (間伐材による木質バイオマス発電)
情報通信業	・ICT 技術を活用した調査システムの開発 (音声認識ソフトの活用)
運輸業、郵便業	・機内誌や車両等を活用した啓発 (自然保護活動の告知・啓発活動)
卸売業、小売業	・環境認証商品の取り扱いによる消費者教育 (認証商品の積極的な販売)
金融業、保険業	・生物多様性に貢献する金融商品の提供 (生物多様性格付による融資)
不動産業、物品賃貸業	・生物多様性保全に配慮した造園緑化 ・緑化された空間における環境啓発
学術研究、専門・技術サービス業	・生物多様性保全に貢献する技術開発
宿泊業、飲食サービス業	・地元産原材料による地産地消の促進
生活関連サービス業、娯楽業	・自然資本を活用したエコツーリズム (各地のエコツーリズム推進団体)
教育、学習支援業	・学生向けの環境教育への支援 (会員向けの情報誌での啓発)
医療、福祉	・生物資源や遺伝子資源を活用したワクチンの開発
複合サービス業	(郵便局 = 「運輸業」参照/共同組合 = 「農業、林業」「漁業」参照)
サービス業	・リサイクルによる天然資源の負荷低減

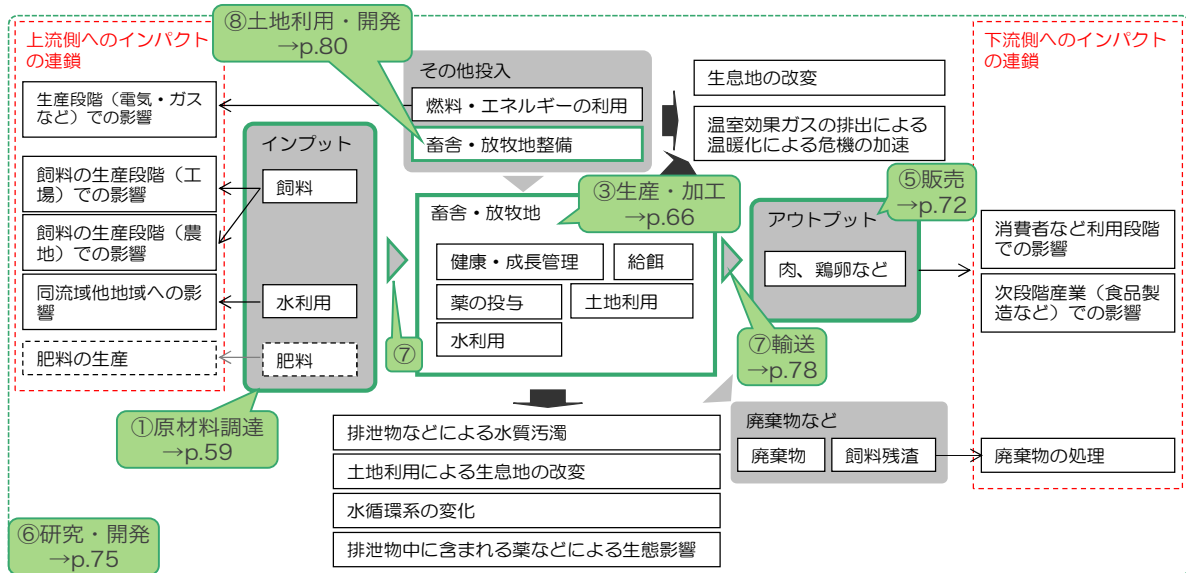
○模式図の見方



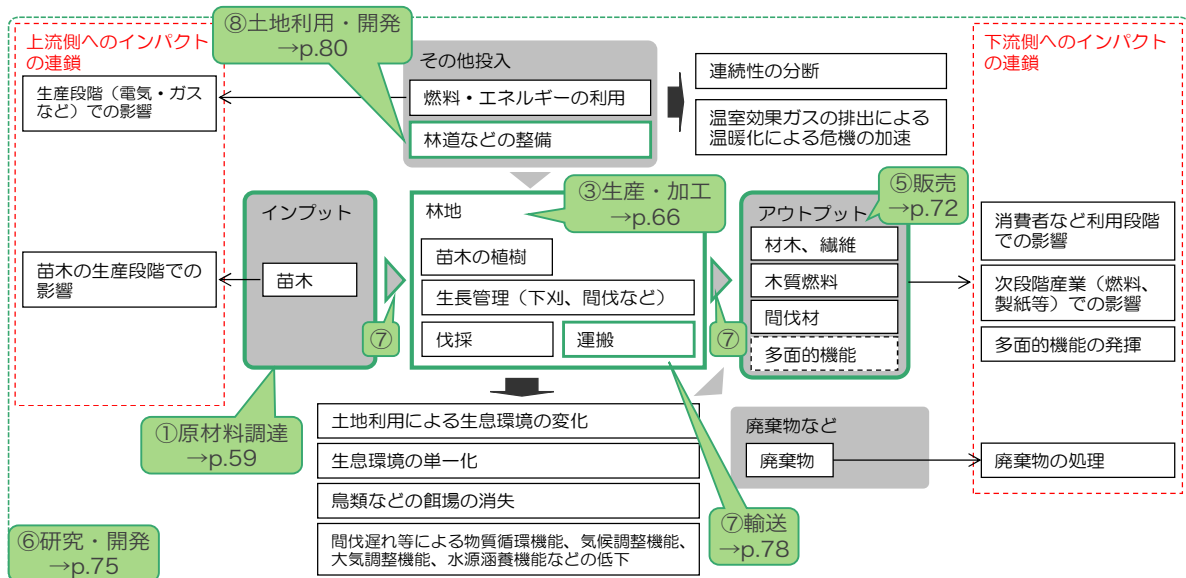
1a.農業（稲作・畑作）



1b.農業（畜産）

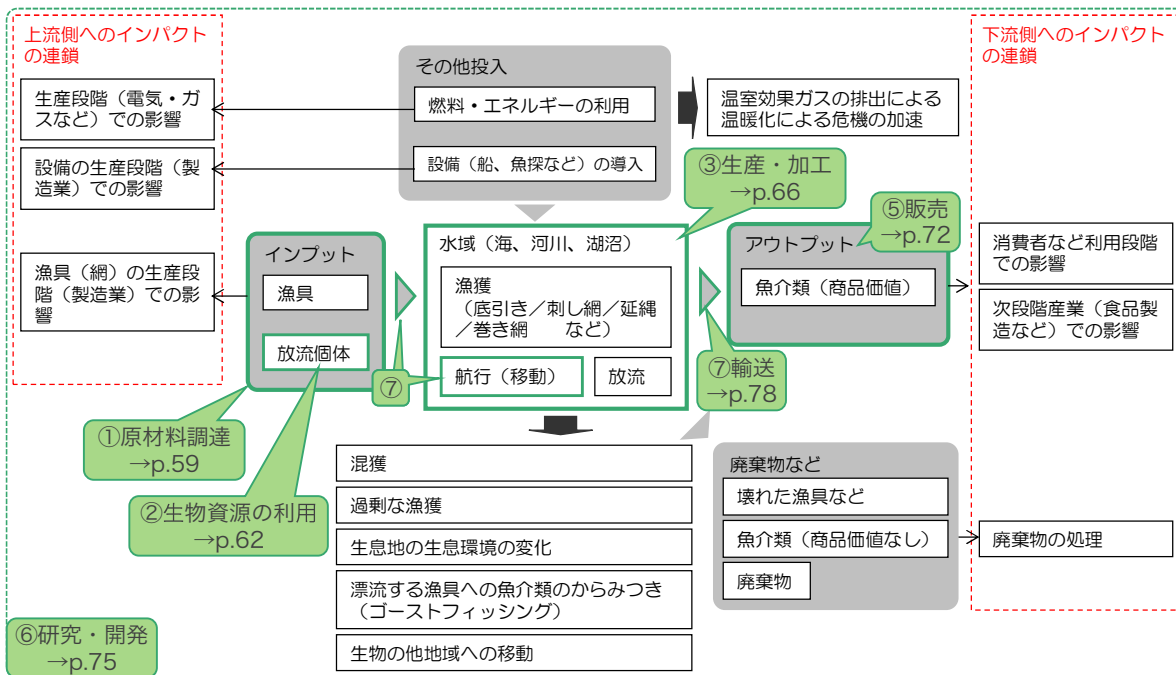


1c.林業

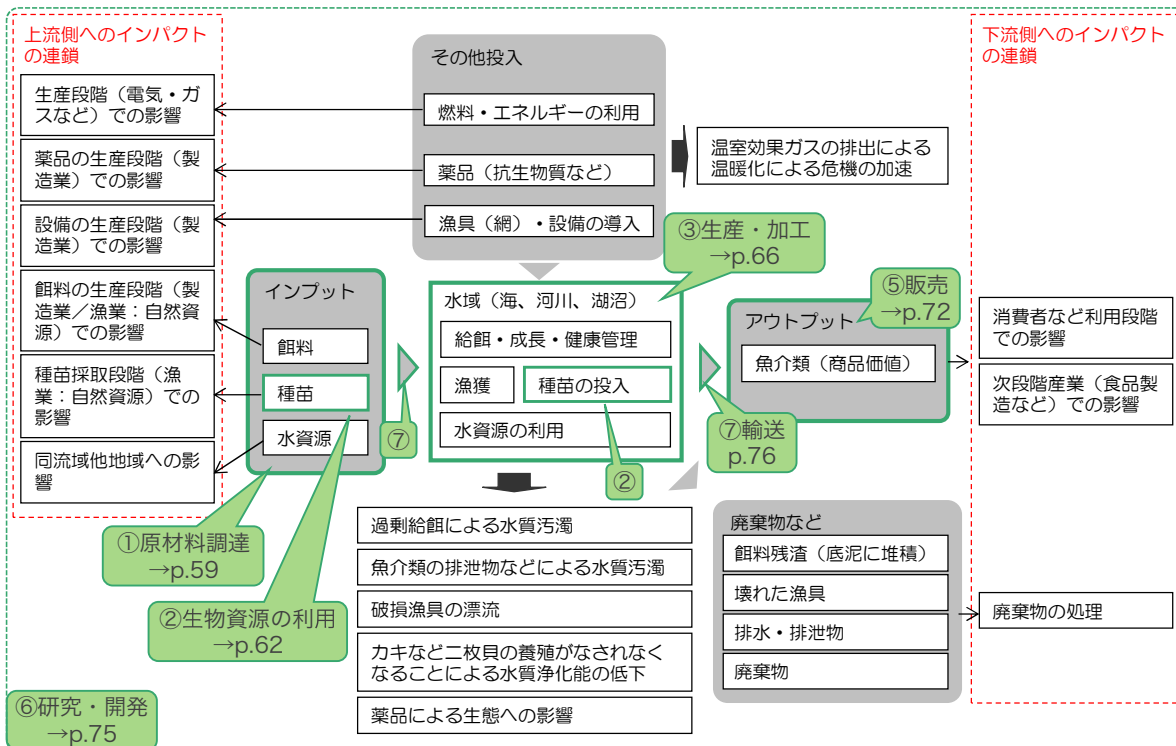


要約
 第1編 事業活動と生物多様性
 第2編 基本的な考え方
 第3編 事業者共通の取組
 第4編 事業活動ごとの取組
 参考編

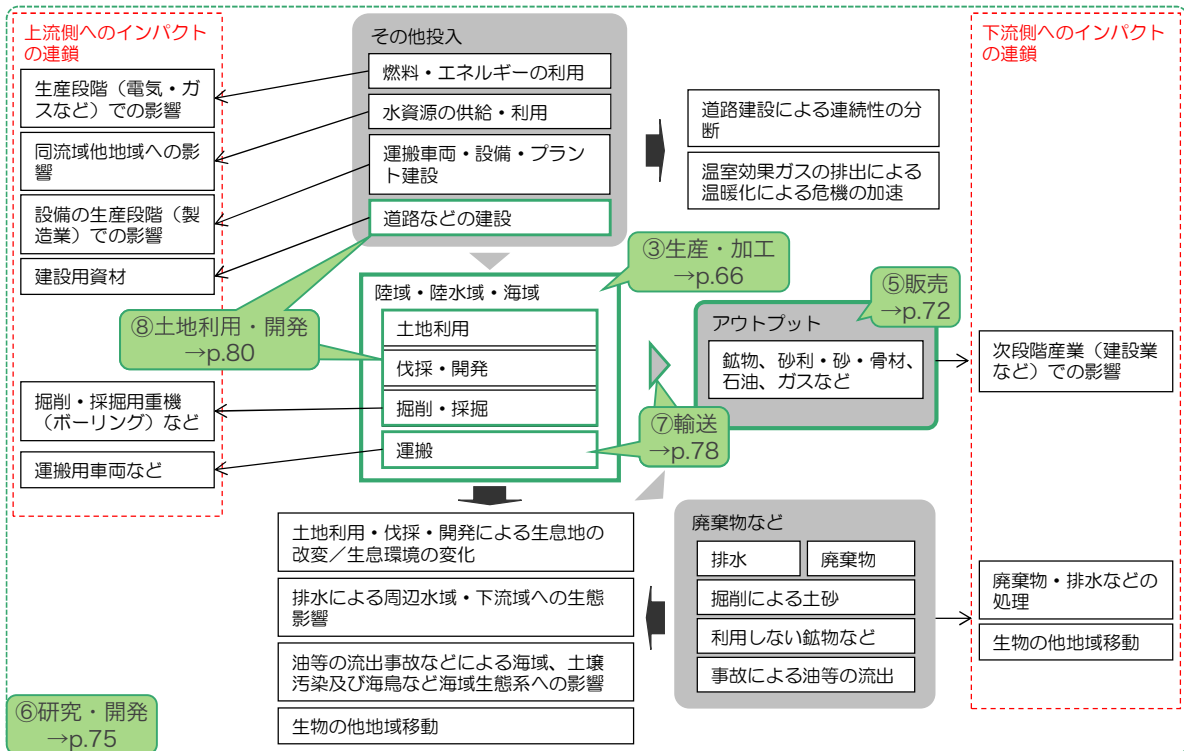
2a. 漁業（養殖以外）



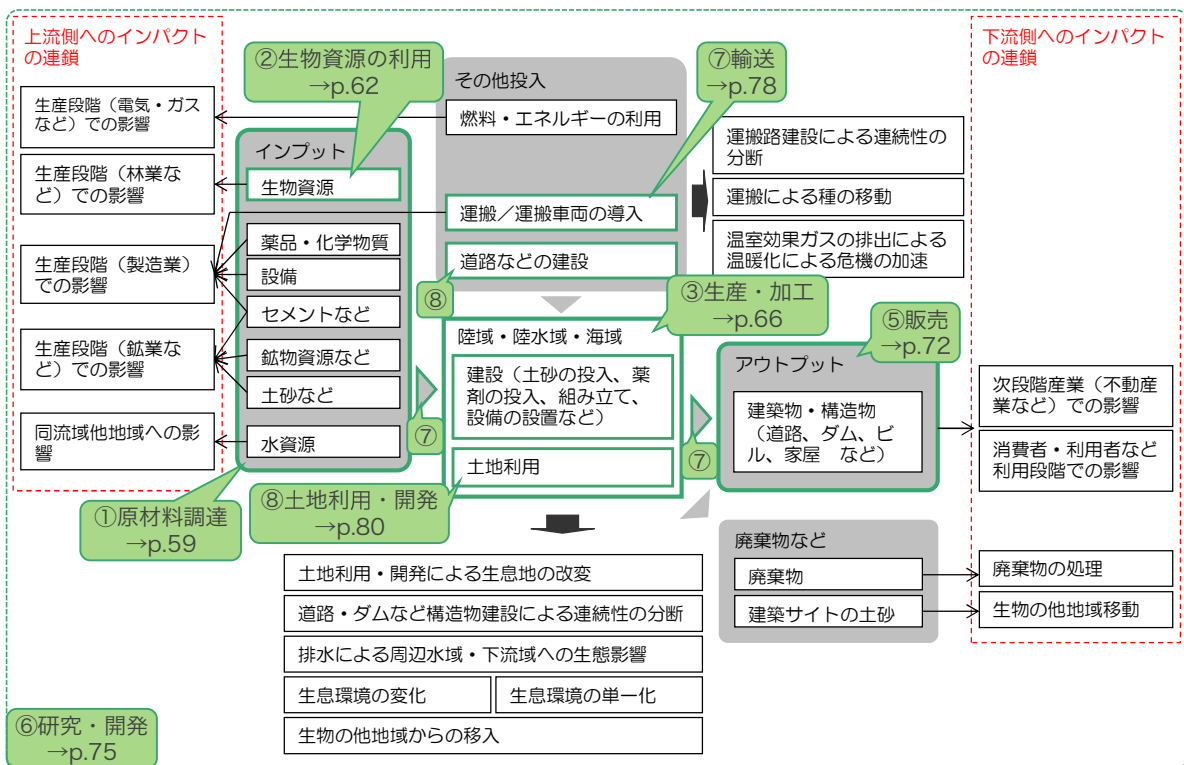
2b. 漁業（養殖）



3. 鉱業

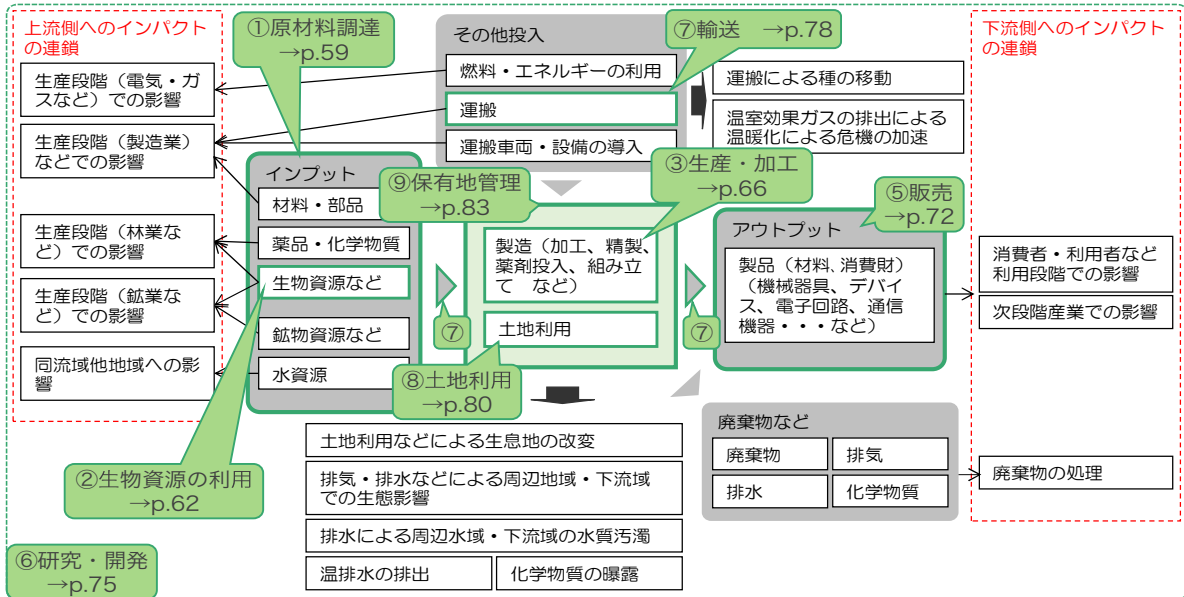


4. 建設業

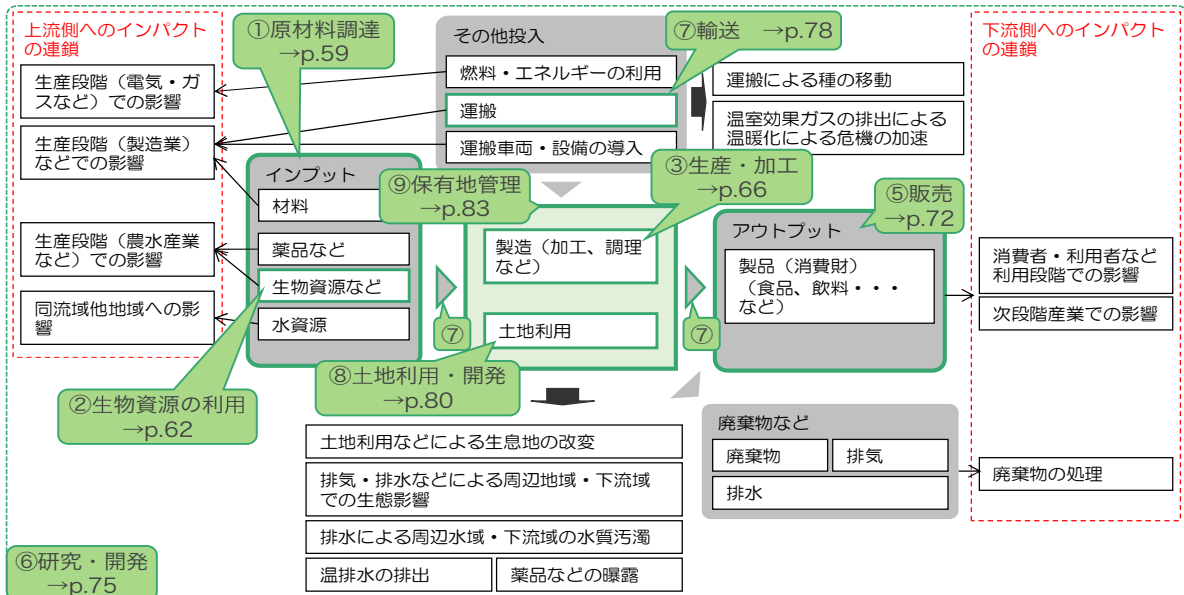


要約
序論
第1編 事業活動と生物多様性
第2編 基本的な考え方
第3編 事業者共通の取組
第4編 事業活動ごとの取組
参考編

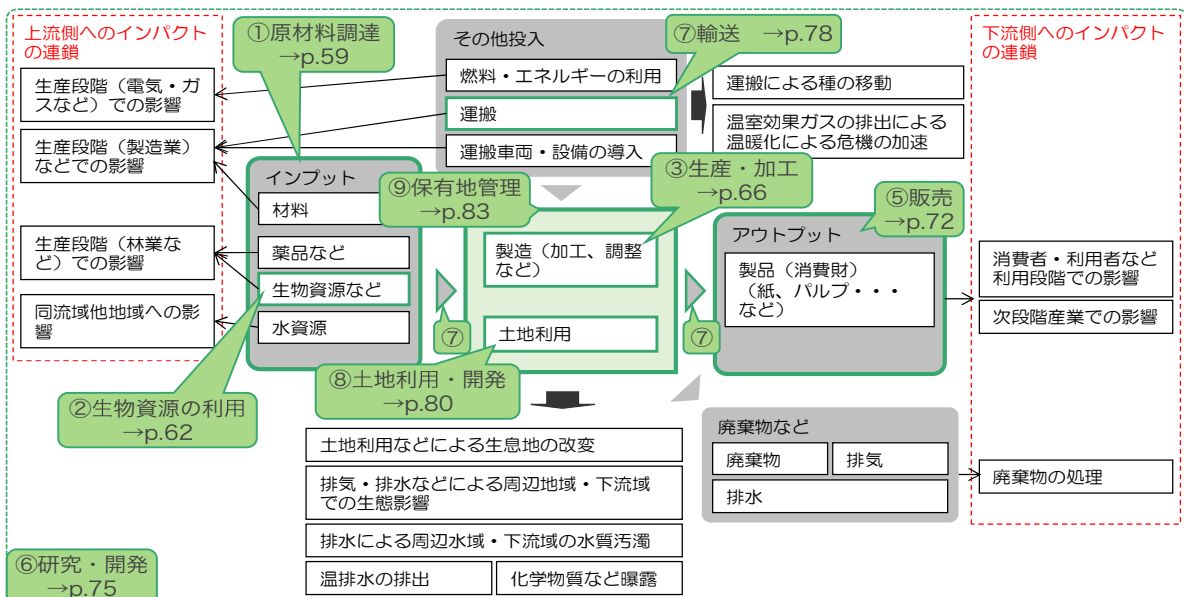
5a. 製造業（電子・電機）



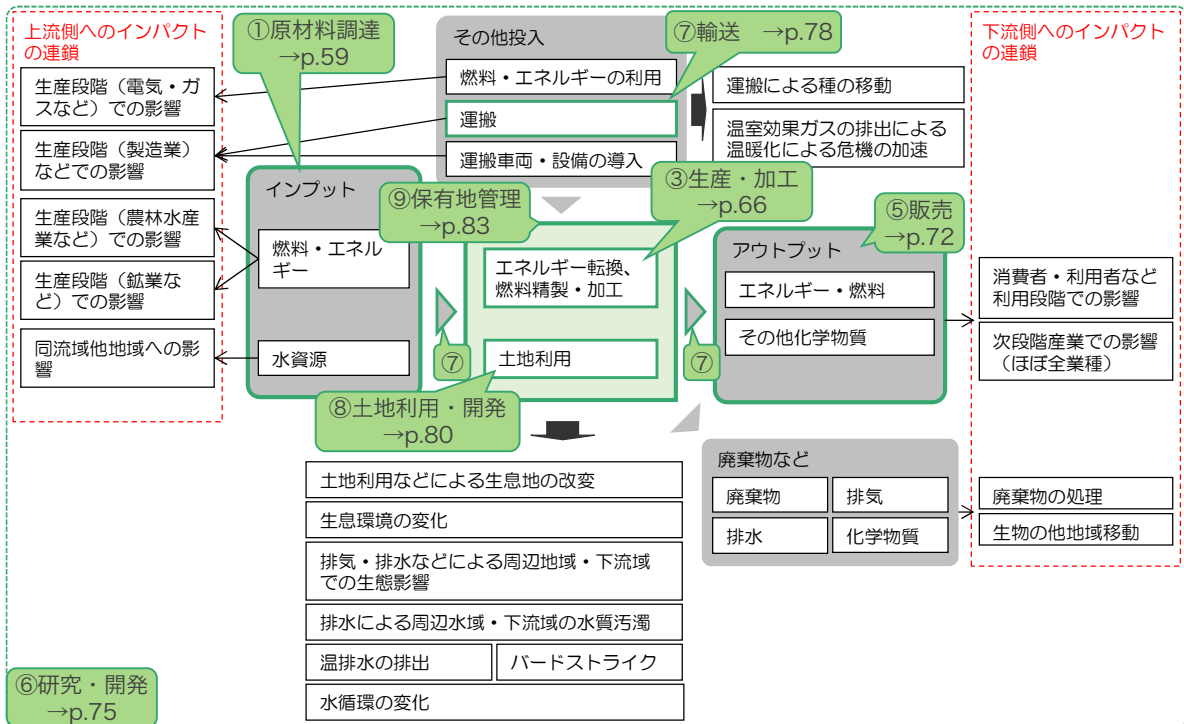
5b. 製造業（食品・飲料）



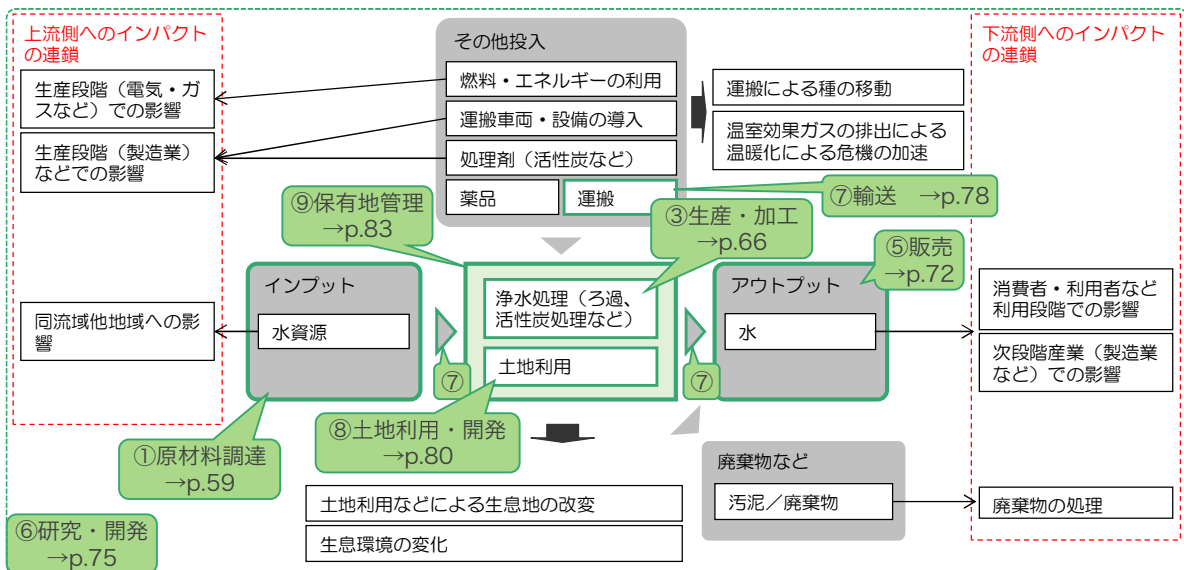
5c. 製造業（パルプ・紙）



6a. エネルギー産業

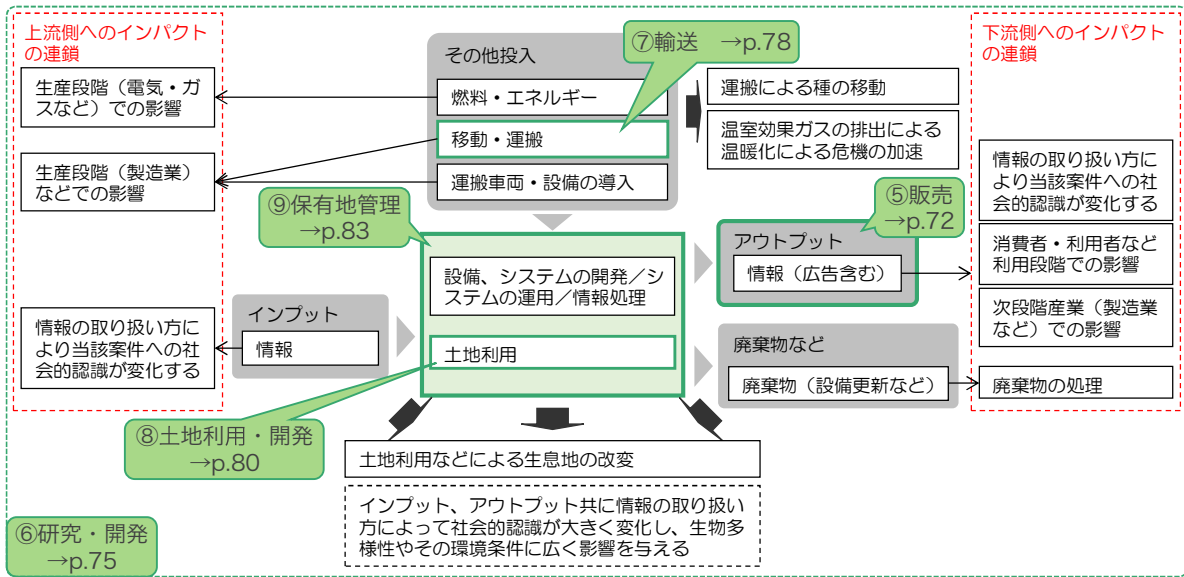


6b. 水道業

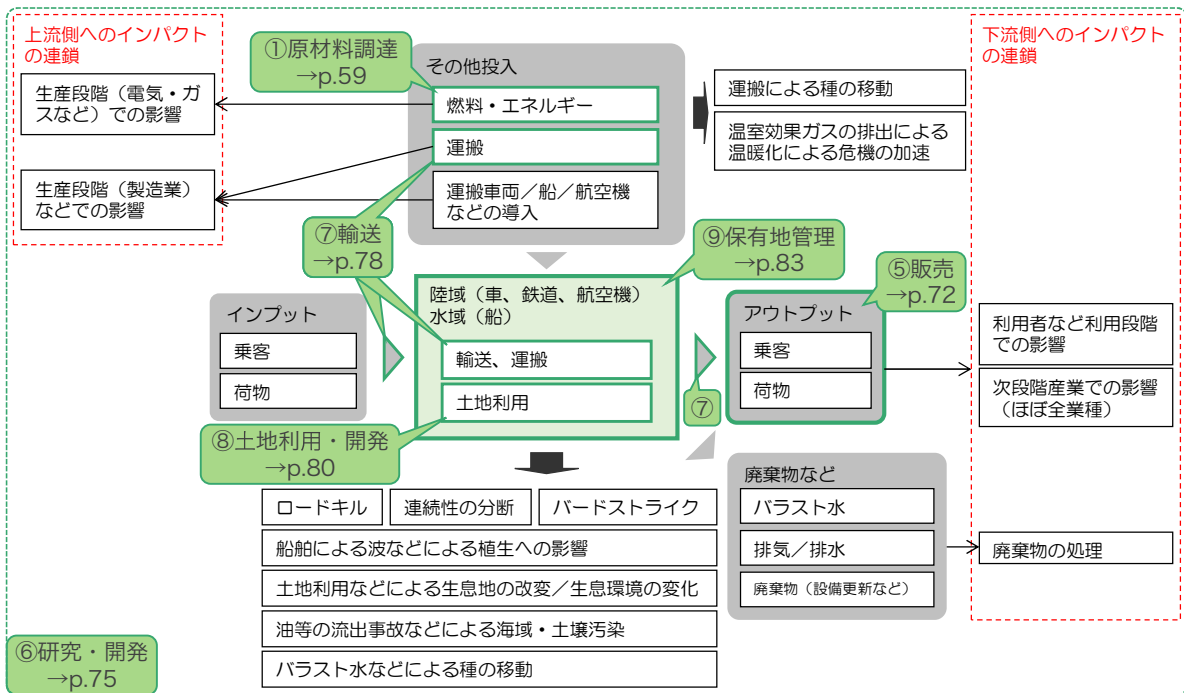


要約
序論
第1編 事業活動と生物多様性
第2編 基本的な考え方
第3編 事業者共通の取組
第4編 事業活動ごとの取組
参考編

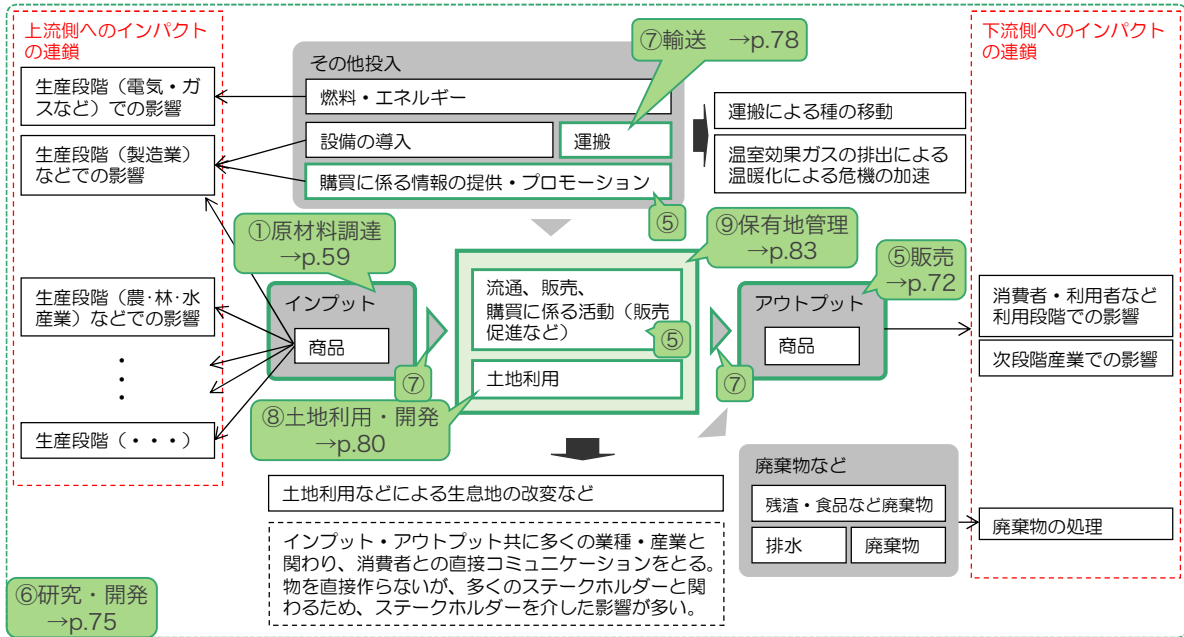
7. 情報通信業



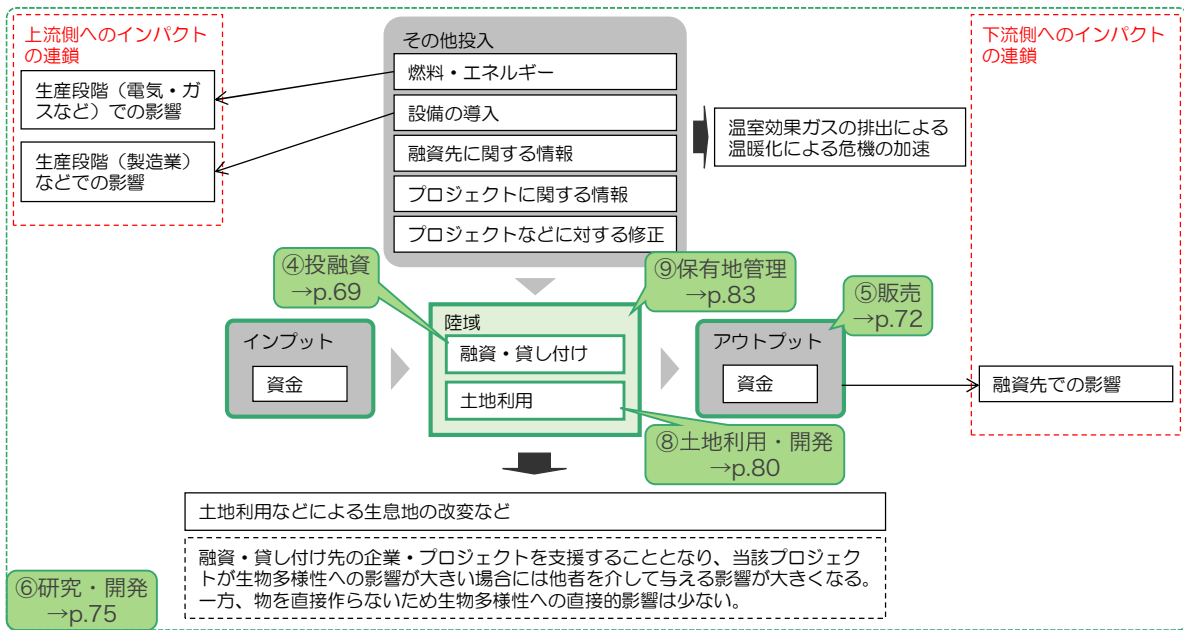
8. 運輸・郵便業（複合サービス業）



9.卸売業・小売業

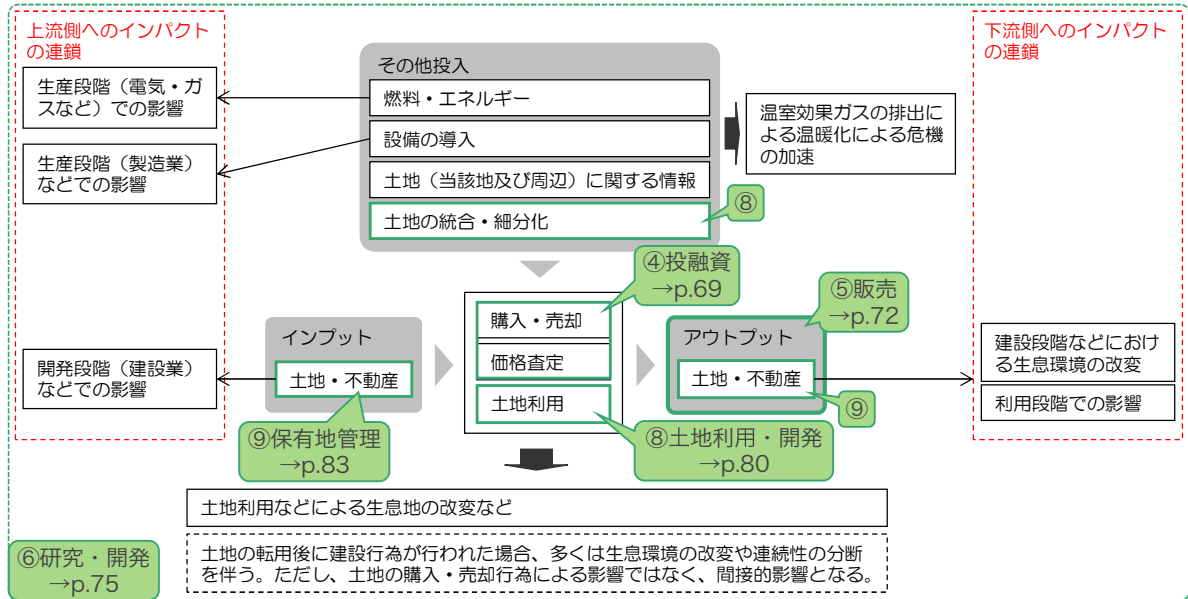


10.金融業・保険業

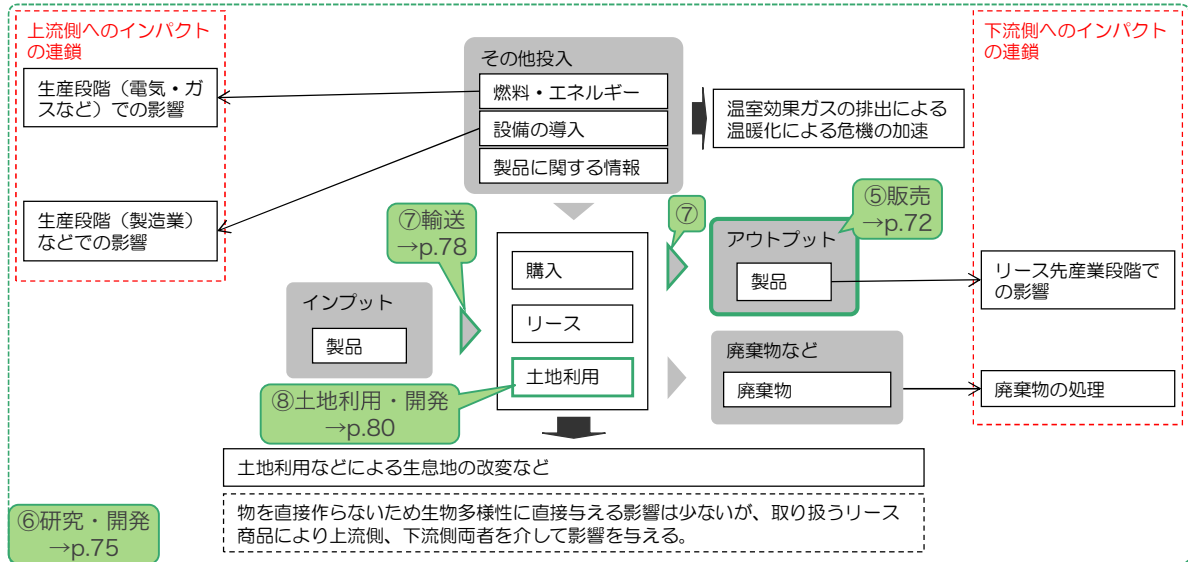


要約
序論
第1編 事業活動と生物多様性
第2編 基本的な考え方
第3編 事業者共通の取組
第4編 事業活動ごとの取組
参考編

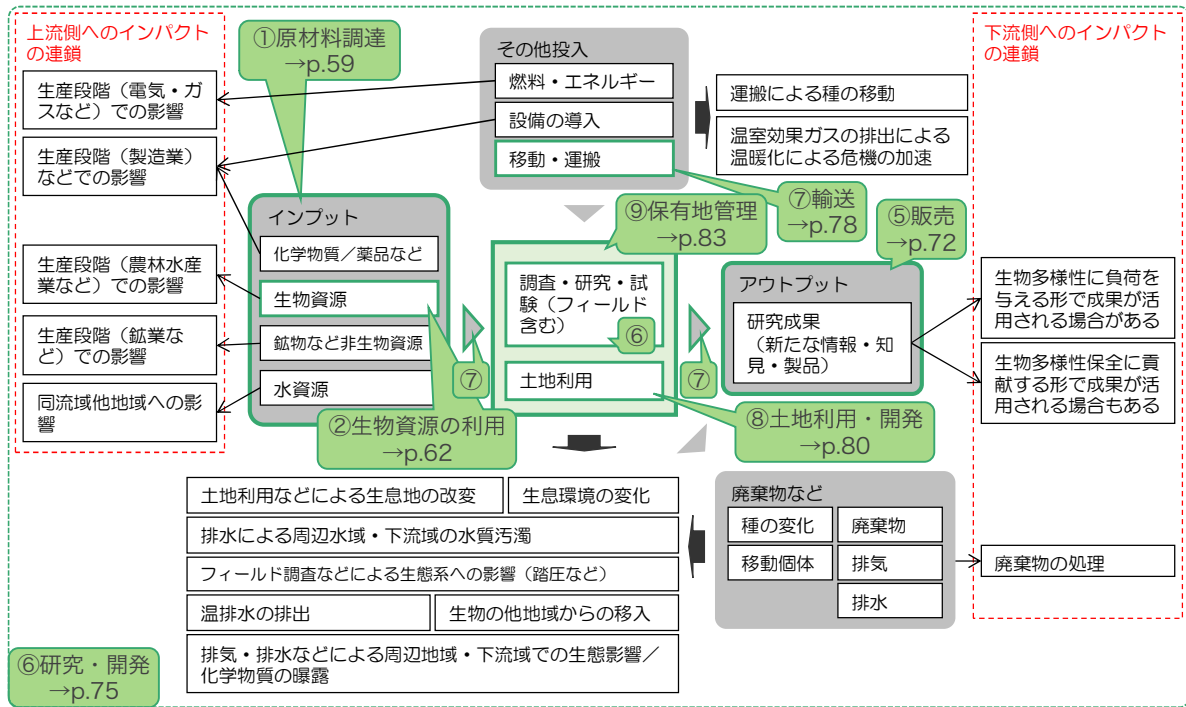
11a.不動産業



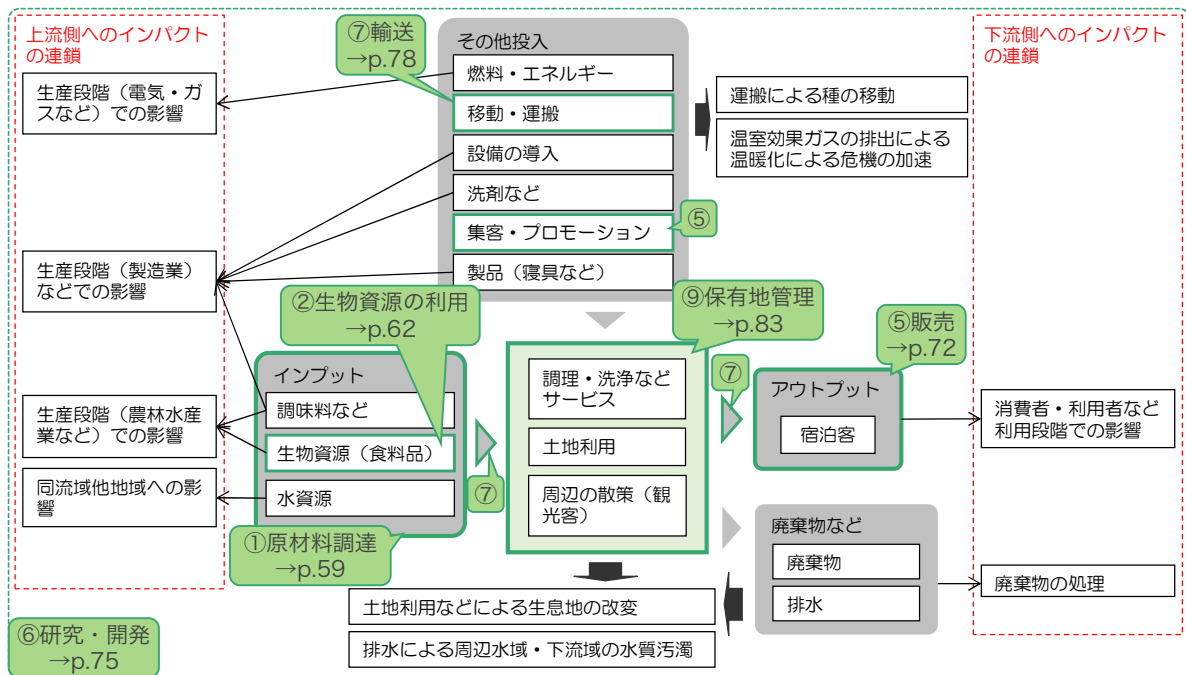
11b.物品賃貸業



12. 学術研究、専門・教育サービス、教育学習支援

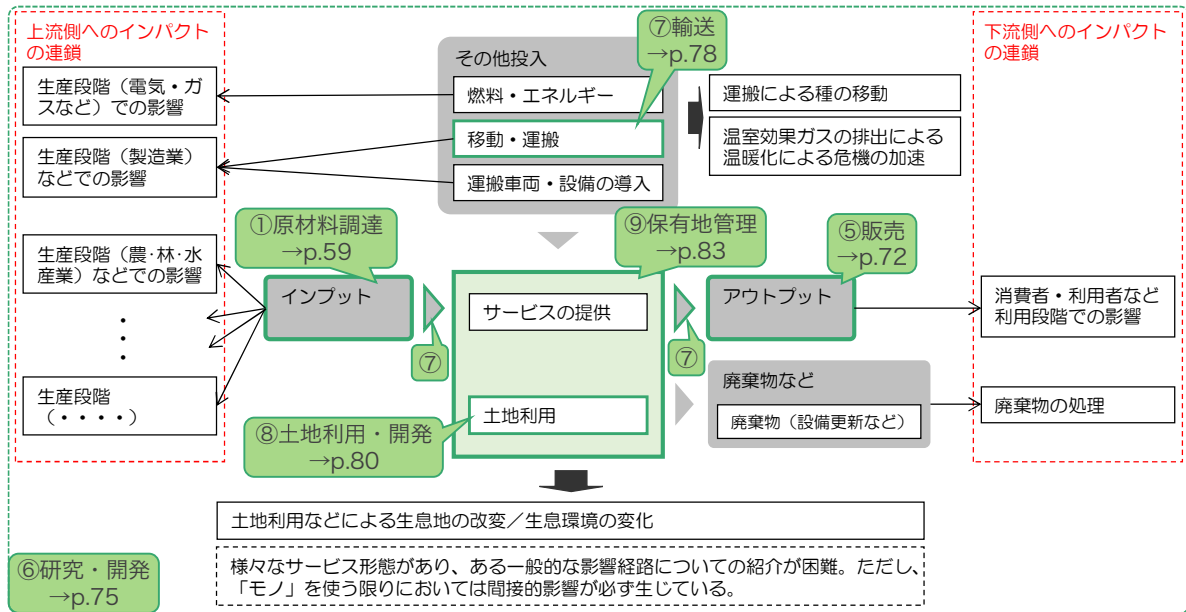


13. 宿泊・飲食業

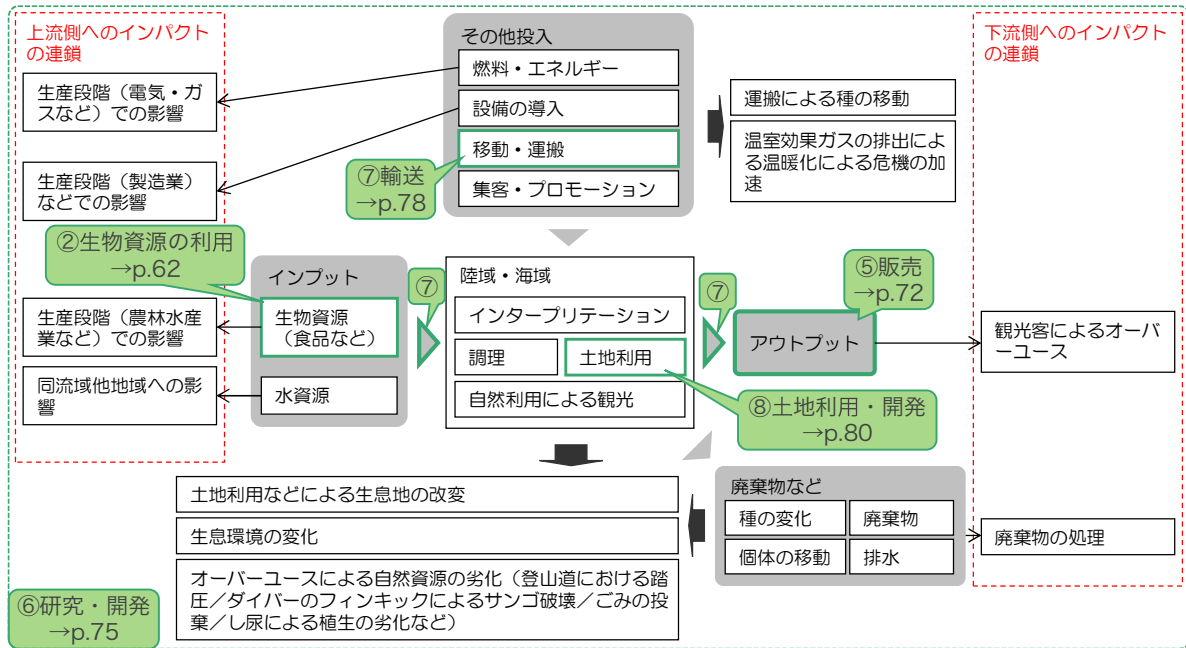


要約
序論
第1編 事業活動と生物多様性
第2編 基本的な考え方
第3編 事業者共通の取組
第4編 事業活動ごとの取組
参考編

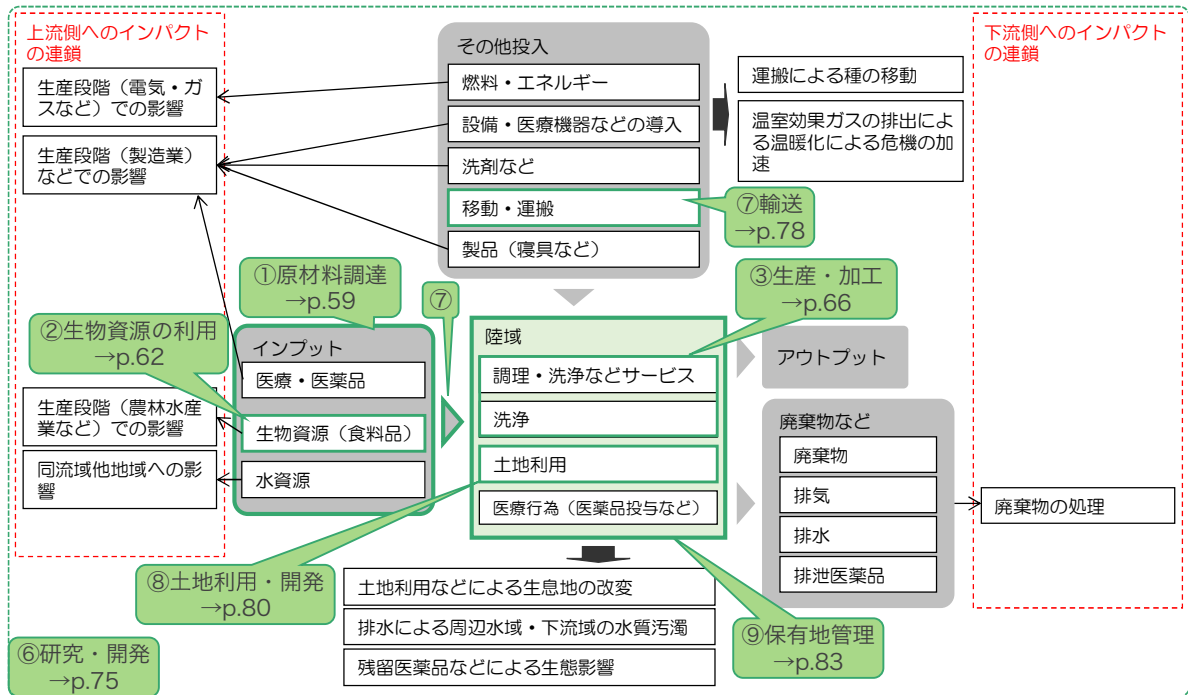
14.生活関連サービス業



15.観光業（ツーリズム産業）



16.医療・福祉



17.リサイクル・廃棄物処理業（サービス業）

